

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく

栄町教育委員会の点検・評価報告書

(平成19年度対象)

栄町教育委員会

平成21年2月

平成19年度栄町教育の方針

水と緑豊かな自然と貴重な遺跡を財産として、栄町は「四季の恵み、憩いの水辺、いきいきのびのびさかえまち」をスローガンに、町民との協働によるまちづくりを進めています。戦後の新しい教育制度が発足して以来今日まで、時代の変遷と地域の特性に応じて多面的多角的に施策を展開し、教育のまちづくりに努めてまいりました。

新しい学力観に裏打ちされた学習指導要領が、学校週5日制とともに施行されて以来、栄町の各小中学校においては「未来の栄町を担う心豊かなたくましい子ども」の育成を目指し、個に応じたきめ細かな指導を展開し、生きる力の育成に努めております。今後は、一人ひとりの子どもに基礎・基本の定着を図り、確かな学力をつけさせるとともに、地域の特性を生かした体験活動を充実し、自ら学ぶ意欲と学び方を身につけた心身ともにたくましい子どもを育成することが重点課題となります。

近年栄町においては、町民による文化・芸術活動やスポーツ活動、ボランティア活動等が活発に展開されるようになりました。人々の生活に余暇が増大し、高齢化の進行と相まって心の豊かさや生き甲斐感、心身の健康の維持増進等、真の自己実現を志向しています。町民の多様なニーズに応えるべく各種サークル・団体等の活動を支援し活性化するとともに、相互の連携や協力を促進するための多角的な施策や活動の展開が望まれています。

栄町の潜在的財産としての埋蔵文化財は、大規模な開発により収集されたまま保存しているものが多く、調査や修復保存等の事後措置が課題となっております。また、千葉県立「房総のむら」を中心とした龍角寺古墳群の国の史跡指定を含め、周辺の整備が急務となります。

国を挙げての行財政改革が進行するなか、教育行政も例外ではありません。地方分権の大きな流れの中で、国と地方の役割の見直しが進み、国はナショナル・スタンダードを、地方はローカル・オプティマムを分担することとされております。教育改革が急激に進行するなかで、教育基本法とその関連法令の改正が進み、教育委員会の組織や役割の改善・充実が喫緊の課題となります。以上の学校教育・社会教育・文化財行政ならびに教育行政の組織や運営に関する諸課題の解決に向けて、栄町教育委員会は平成19年度の施策を以下のように掲げその実現に向けて施策活動を展開いたします。

基本方針

- (1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。
 - ・新しい時代に対応した学校教育の推進
 - ・児童生徒が安心して学び育つ環境の整備

- (2) 生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。
 - ・「いきいき塾さかえ」を軸とした各種学習機会・情報の提供
 - ・余裕教室等を利用した地域での自主学習への活動支援
 - ・家庭教育支援及び人権問題意識の啓発活動の推進
 - ・子どもの健全育成を図るため地域住民との交流活動の推進

- (3) 芸術・文化に触れる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。
 - ・町内芸術愛好家の発表の場と鑑賞機会の提供
 - ・芸術・文化団体の育成

- (4) 町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。
 - ・国指定史跡岩屋古墳周辺の環境整備に伴う発掘調査の推進
 - ・町指定文化財の指定

- (5) スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。
 - ・スポーツ・レクリエーションイベントの実施
 - ・スポーツ団体の育成と軽スポーツの普及

目 次

1	点検・評価の趣旨	3
2	点検・評価の対象	3
3	点検・評価の方法	3
4	点検・評価結果の構成	4

点検・評価

- (1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。 5

- (2) 生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。 1 1

- (3) 芸術・文化に触れる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。 1 6

- (4) 町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。 1 9

- (5) スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。 2 2

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月から全ての各教育委員会は毎年その全ての権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

栄町教育委員会では法の趣旨に則し、課題や方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進のため実施するものです。また、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を行い報告書にまとめ、町議会に報告するとともに町民への説明責任を果たすものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「栄町教育方針」を実現するための重点的な取組みとして、実施した平成19年度の施策として、「創意と活力のある学校づくりの推進」「きめ細かな教育活動の創造支援の推進」「子どもたちが安心して学び育つ環境の整備」「給食指導の充実」「成人教育」「青少年教育」「生涯学習推進体制の充実」「芸術・文化活動の振興」「伝統文化活動の振興」「文化財の保護」「スポーツ・レクリエーションイベントの充実」の以上11の施策を掲げ、目標の達成のため実施した施策活動です。

3 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、「栄町教育方針」を項目ごとにその取組み状況を明らかにするとともに、施策活動について事後評価しました。

なお、客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方に取組み状況を説明し、ご意見をいただきました。

ご意見をいただいた方々のお名前は、次のとおりです。

(50音順 敬称略)

梶谷 幸助	(元教育長)
小松 省三	(元大学教授)
唯木 恒年	(元小学校校長)

4 点検・評価結果の構成

- (1) 基本方針 「栄町教育方針」に掲げた事項を記しています。
- (2) 目 標 基本方針を具現化するための施策及びその内容を記しています。
- (3) 活 動 目標達成のために取組んだ活動名を記しています。
- (4) 取組み状況及び評価（「目標」に対する教育委員会の取組み状況）
目標は複数の施策の集合体となっております。ここでは、(3)で掲げた活動に対し、取組み状況及び、自己評価を記しています。
- (5) 学識経験者からの意見及び学識経験者からの知見を受けての総合評価
学識経験者からの意見
基本方針ごとの教育委員会の自己評価に対する学識経験者からの意見を記しています。
- 学識経験者からの知見を受けての総合評価
学識経験者からの意見をいただいた上で、本町教育行政が取組む方向について基本方針ごとに記しています。

《用語の解説》

ナショナル・スタンダード	国の基準（国が補償する最低限の教育）
ローカル・オプティマム	地方自治体が地域性を生かした主体的教育内容を選択。
チームティーチング	複数の教師で行う授業方法。
ピア・サポート	「ピア」＝「仲間・友だち」 「サポート」＝「支える・助ける」 「ピア・サポート」は、「仲間や友だち同士がお互いに助けあう。」 という意味。 千葉県全小中学校で、児童生徒が豊かな人間関係を作るために 道徳等の授業で行っている。
千葉県1000ヶ所ミニ集会	千葉県教育委員会が平成12年度から県内の公立学校に呼び かけ、各学校を会場として誰もが自由に参加し、本音で語り合う ために実施しているもの。
スクールガード・リーダー	「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の一つとして、各 学校における「学校安全ボランティア（スクールガード）」を支 援するため、防犯の専門家である警察や警備会社OB等（＝スク ールガード・リーダー）を学校に派遣するもの。
フスマ下張り文書	民家等の襖に下張りしてあった古文書。

基本方針（１）

創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。

- ・新しい時代に対応した学校教育の推進
- ・児童生徒が安心して学び育つ環境の整備

目 標

各校が少人数教育、特別支援教育、キャリア教育の充実など、創意と活力のある学校づくりに取り組むとともに、より一層のきめ細かな教育活動の推進に向けて次の事業を実施し、積極的に各校を支援し、併せて安全で快適な環境で学校生活を送れるよう耐震対策を推進する。また、給食の提供を通じて、食事に対する正しい理解と習慣を養い、栄養の改善及び健康の増進を図る。

- ・創意と活力のある学校づくりの推進
- ・きめ細かな教育活動の創造支援の推進
- ・子どもたちが安心して学び育つ環境の整備
- ・給食指導の充実

活 動

- ・国際化に対応した人間教育事業
- ・情報化に対応した人間教育事業
- ・共生社会を支える人間教育事業
- ・芸術文化を支える人間教育事業
- ・開かれた学校推進事業
- ・「心の教育」支援事業
- ・個に応じた授業改善事業
- ・健康・安全教育の推進
- ・教育環境の充実
- ・学校教育施設整備事業
- ・給食指導業務

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	19 年度状況	評 価(内部)
国際化に対応した人間教育事業	・ALT(外国語指導助手)を派遣し、中学校英語科教員とのチームティーチングによる授業や、小学校の国際理解教育活動の補助として外国の生活や文化に慣れ親しみ、異文化を尊重する態度の育	・聞くことや話す力を伸ばすために、授業の中で実際に近い場面を設定し、授業を行った。運用能力を高めるため、町内2中学校にALTを派遣した。また、小学校には要請により派遣し、国際文	・学校現場において、実際に英語を母国語とするALTを派遣することで、聞くことや話すことのできる能力を伸ばすことができた。また、外国人や外国の文化に対する

	成を図る。また、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。	化理解や初歩的な英語活動を行った。 小学校 30日 中学校 150日	理解を浸透させることができた。今後は、小学校の英語活動への支援をより充実させていく。
情報化に対応した人間教育事業	・各学校の情報ネットワークの環境整備を図り、子どもたちがコンピュータやインターネットを学校の教育活動で積極的に活用できるよう、情報教育を支える環境を整備する。	・財政事情により、教務用情報通信機器の整備は出来なかった。また、すでに整備済みの教授用情報通信機器は古いので、職員によるメンテナンス及び修理(延 1011 台)を実施した。	・既に耐用年数も経過しているが、職員によるメンテナンス及び修理により、授業には影響のない状態を維持している。今後、町に対し当該機器の新規導入及び、入れ替えを要望していく。
共生社会を支える人間教育事業	・教職員への校内研修会を位置づけ、全ての教育活動において、児童生徒の人権に配慮した実践や言葉かけ等について具体的な対応をする。そして、人権意識の向上を目指し、人権尊重教育を、全教育課程を通じて推進する。	・栄町夏季教職員研修会においてピア・サポートによる豊かな人間関係づくりを扱った。 ・各校において、道徳の授業の実施について指導し、人権教育の推進に努めた。	・人間関係づくりプログラムの研修会を通して、教職員の授業の展開について啓発することができた。 ・道徳の授業の重要性について確認し実施の向上を図ることができた。今後も人権尊重教育を推進する。
芸術文化を支える人間教育事業	・芸術のすばらしさに感動し、文化の違いや良さを理解し、自分なりの表現活動を通して感動する心や感性などの豊かな情操を養う。	・栄町学校教育振興会主催の「栄町小中学校作品展」を支援し、栄町小中学校作品展を開催し、栄町の小中学生の作品(書道、図工・美術、技術・家庭科等)をふれあいプラザに展示し、町民の方々に作品を公開した。	・自らの表現活動を通して作品を仕上げ、成就感を味わうと共に、作品を展示し、町民の方に鑑賞していただく機会を得て、小中学生の取り組みを知っていただいた。小中学生の作品製作の意欲につなが

			っている。今後も支援を継続する。
開かれた学校推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた学校を目指して、学校評議員制度を実施する。 ・「千葉県1000ヶ所ミニ集会」を実施することで学校・家庭・地域相互の教育情報の交流を図る。 ・総合的な学習の時間等で社会人活用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度の実施により、学校運営について校長と意見交換を行う機会となった。 ・町内全小中学校でミニ集会を実施し、家庭・地域との交流を図った。 ・キャリア教育や部活動指導等で社会人を講師として活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員制度の実施により、家庭・地域の声を学校運営に反映させることができた。また、各学校は、学校の教育活動を地域に公開していった。 ・ミニ集会の実施により学校・地域・家庭の交流を持ち、お互いの情報交換を行うことができた。今後も家庭・地域との交流を推進する。
「心の教育」支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県中学校スクールカウンセラーの各中学校配置、子どもと親の相談員の竜角寺台小学校への配置(千葉県から委託された調査研究事業の一環)、教育相談員や指導主事による町教育支援センターでの学校教育に関する相談を行う。 ・小・中学校生徒指導主任会を開催し、児童生徒に関する生徒指導の問題や在り方について話し合いや情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や問題行動等への悩み相談について対応するためスクールカウンセラーや相談員を中学校、小学校、教育支援センターに配置した。 ・小中学校の連携を図るため、小・中生徒指導主任会を年間6回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な児童・生徒の問題に関する相談に対応する場と時間の設定ができた。相談のニーズに応えることができた。今後もスクールカウンセラー等の配置を進める。 ・学校ごとの児童・生徒の問題を共有することで、様々な問題への対応等について対策をとる等有効に機能していた。今後も継続していく。

<p>個に応じた授業改善事業</p>	<p>・少人数教育を推進し「個に応じた指導」を展開し、習熟度学習やチームティーチングなどの指導方法の工夫を行い、基礎基本の定着や理解を図ること、特別な教育的配慮の要する児童・生徒のニーズに応じた教育の充実を図り、障害のある児童・生徒に安全な学校生活を確保することを行う。</p>	<p>・小学校4校に学校補助教員を配置し、少人数学習を推進した。通常学級在籍で発達障害のある児童と担任の支援や補助のための特別支援教育補助員を1校に配置した。 ・障害のある児童・生徒の介助のための介助員を5校に配置した。</p>	<p>・習熟度別学習の展開が可能になっているので、ひとりひとり丁寧に見られるようになった。算数における基礎基本となる知識・技能を定着させる効果がでている。また、特別支援の必要な児童・生徒には適切な指導がされ、学校生活の安全が得られている。今後も補助教員等の配置を継続していく。</p>
<p>健康・安全教育の推進</p>	<p>・千葉県より委嘱された「スクールガード・リーダー」を小学校に派遣し、PTA、地域ボランティア、教職員の指導・助言を行う。</p>	<p>・「スクールガード・リーダー」を各小学校年間24時間派遣し、各学校の組織作り、ミニ集会、通学路点検等で指導・助言を行った。</p>	<p>・PTAや地域ボランティア、教職員に対し、専門的な立場で指導していただき、組織作り、安全対策が進んだ。今後も「スクールガード・リーダー」の派遣を継続する。</p>
<p>教育環境の充実</p>	<p>・経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、「要保護及び準要保護就学支援事業」として、経済的な援助を実施する。 ・特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するために、「特別支援教育就学奨励事業」として、経済的な援助を実施する。</p>	<p>・要保護及び準要保護児童生徒の認定数 （要保護） 小学生 0名 中学生 1名 （準要保護） 小学生 36名 中学生 34名 ・特別支援教育就学奨励費の支給対象者数 小学生 14名 中学生 4名</p>	<p>・準要保護児童生徒の認定は、保護者からの申請方式であることから、引続き制度の説明を実施する。</p>

<p>学校教育施設 整備事業</p>	<p>・児童・生徒及び教職員が安心して教育活動ができるように、学校教育施設の耐震化を推進する。</p>	<p>・布鎌小学校体育館の建替えに伴う基本設計、実施設計業務を委託し成果品(基本設計図、実施設計図、工事内訳書等)を作成した。</p>	<p>・実施設計業務の成果を活用し、次年度以降体育館の建築工事を実施する。</p> <p>・耐震化未実施の学校教育施設については、整備方針・整備時期等について決定していく。</p>
<p>給食指導業務</p>	<p>・各小中学校において、児童・生徒に食事に対する正しい理解と習慣を養い、栄養の改善及び健康の増進を図る必要がある。その為、各研修会へ積極的に栄養士・給食職員を参加させ資質向上に努めるとともに栄養士の学校訪問を通じて児童・生徒に給食指導を行う。また、指導により児童が作成した給食献立を取り入れることにより食への関心と理解を深める。</p>	<p>・各小中学校で栄養士が児童・生徒に栄養指導を行った。</p> <p>小学校 45回/年</p> <p>中学校 2回/年</p> <p>・調理員研修会 3回/年</p> <p>・栄養士研修会 20回/年</p> <p>・児童が作成した献立に基づく給食の提供 3月17日他7回</p> <p>(例)3月17日の献立 ご飯・牛乳 とり肉のから揚げ はんぺんと 卵のすまし汁 和風サラダ ひじきのふりかけ</p>	<p>・栄養士・給食職員の資質向上を図るため、研修に参加した。</p> <p>・栄養士による児童・生徒への栄養指導の中で児童に給食献立を作成させた。この中から選んだ献立を給食に取り入れたことにより食事に対する関心と理解が養われ、給食を残さず食べる子が増えた。</p> <p>・今後も児童・生徒への栄養指導を継続していくとともに保護者に対しても、試食会等により栄養指導を行う。</p>

学識経験者の意見（基本方針（１）について）

国際化に対応した人間教育について

- ・ 国際化社会に対応すべく、小学校から ALT を活用した教育を推進する必要がある。

学校教育施設整備について

- ・ 耐震補強は重要なので、今後も積極的に取り組んでいただきたい。また、肢体障害者等の対応としては、手すりの設置やトイレ等のバリアフリー化を図る必要性がある。

給食指導について

- ・ 近年、朝食を食べないで登校する子どもがいるので、学校と連携して、朝食の重要性など食事に対する正しい理解を保護者に得てもらえるよう指導を行う必要性がある。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

創意と活力のある学校づくりの推進について

- ・ 小学校の英語活動の推進を図るため、ALT や国際理解教育指導員の派遣を進めるよう努めます。

きめ細かな教育活動の創造支援の推進について

- ・ 問題を抱える子どもたちのためのスクールカウンセラーや特別支援教育を推進するための補助員や介助員等を今後も配置できるよう努めます。

子どもたちが安心して学び育つ環境の整備について

- ・ 学校教育施設の耐震化率は現在 85.7 パーセントで、今後も推進します。また、障害のある子どもが安全かつ快適に学校教育施設を利用できるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するように努めます。

給食指導の充実について

- ・ 栄養指導を行ってきた結果、食事に対する関心と理解が養われました。
今後も、栄養指導を通じて子どもたちが、バランスの良い食事、好き嫌いしないで食べること、野菜等を食することの大切さなどの食事に対する関心と理解を更に深めるために各学校と協力して推進を図って行きます。また、保護者には、就学時健康診断時の栄養指導や給食試食会において栄養指導を行い、食事と健康に対する正しい理解を得てもらうように努めます。

基本方針（２）

生涯学習意識の高揚を図り、生きがいのある生活と心の通う地域社会づくりや心豊かなたくましい人間に育つよう、地域一体となった青少年の健全な環境づくりを推進します。

- ・「いきいき塾さかえ」を軸とした各種学習機会・情報の提供
- ・余裕教室等を利用した地域での自主学習への活動支援
- ・家庭教育支援及び人権問題意識の啓発活動の推進
- ・子どもの健全育成を図るため地域住民との交流活動の推進

目 標

子どもから高齢者まで町民だれもが学びたいときに学びたいことが学べ、そして学んだことを生かして行政と一体となって協働のまちづくりを行う人づくりの一端を担うために、住民がどのような学習を望んでいるのかを把握し、様々な分野の学習プログラムと学習の場の提供を図る。さらに学習したことをまちづくりに生かし、行政と住民が一体となったまちづくりを行うために、生涯学習推進体制の充実に努め、併せて多様化した学習要望に対応するために、各種学習機会・情報の提供及び自主学習の支援に努める。

また、時代を担う青少年の豊かな人間形成を図るとともに、家庭や地域での教育機能の活性化を図る。

- ・成人教育
- ・青少年教育
- ・生涯学習推進体制の充実

活 動

- ・家庭教育支援事業
- ・人権教育
- ・栄町PTA連絡協議会
- ・各種団体支援
- ・青少年育成栄町民会議
- ・栄町子ども会育成連絡協議会
- ・栄町青少年相談員連絡協議会
- ・いきいき塾さかえ事業
- ・余裕教室等の活用事業

取組状況及び評価

活動名	内容	19年度状況	評価(内部)
家庭教育支援事業	・保護者等が家庭教育に対する学習を一定期間にわたって計画的・継続的に集団で学習し、地域の家庭教育に対する関心を高めていく。	・町内全小中学校全校に活動助成金を交付するとともに、行政出前講座リストやテーマに沿った講師等の情報提供等を行い、それぞれの学校や地域の特色を生かした家庭教育学級を開催した。	・各学校において、それぞれニーズに応じた講座等を開催し、保護者からも好評であった。今後も、より活発に家庭教育学級が実施されるよう、継続して支援していく。
人権教育	・人権教育の課題である自由と平等の原則に基づき、全ての人々が基本的人権を尊重する精神をかん養し、実践力の育成を図るとともに、人権問題に対する認識を深め、差別のない町づくりを推進する。	・人権問題に関する意識の高揚を図るため、広報等によるPRや、社会人権教育地区別研修会に社会教育や学校等の関係者の参加を要請、地域の指導者養成の一助とした。	・研修参加者の人権問題に対する理解度の高揚が図れた。研修機会等が少ない中での事業であり、今後は、研修参加者の地域内での活動の場づくり等を含めながら、差別のない町づくりを進めていく。
栄町PTA連絡協議会	・町内の小学校6校、中学校2校のPTAで組織し、会議及びスポーツ大会、研修会等を開催し、PTA活動の向上と相互の連携や親睦を図る。	・PTA活動に対する助成金を交付するとともに、総会への出席や、親睦バレーボール大会等の事業支援を行った。	・PTA親睦事業等を通して、各学校間の連携強化が図れた。今後も継続して支援を行っていく。
各種団体支援	・社会教育団体として認定している団体を支援していく。	・認定9団体に対し、認定団体の事業の後援及び、事業実施時における職員協力を行った。	・各認定団体の活動が活発になるよう、団体の要請に応じ、今後も支援を継続していく。
青少年育成栄町民会議	・栄町の青少年育成関係団体等が連携・協力し、行政施策に呼応することにより、実態に即した青少年健全育成活動を推進する。	・北辺田小学校長を講師に「地域と家庭の連携」をテーマとした講演会を開催し、町民がそれぞれの役割を再認識する機会を創造した。	・講演会は好評であり、今後も、時代に即したテーマでの講演会等を開催し、青少年の健全育成を推進していく。

<p>子ども会育成 連絡協議会</p>	<p>・単位子ども会6団体で構成し、子ども会相互の連携強化と子ども会活動の発展、町内外の諸団体との連携調整を図ることを目的に活動している。</p>	<p>・ウォークラリー大会等の子ども会主催事業の支援を行うとともに、ジュニアリーダー養成講座を開設し、子ども会運営に必要な知識や技能の習得、資質の向上を図った。</p>	<p>・少子化が進む中、子ども会活動は、地域の子ども達の交流機会として有効であり、今後もジュニアリーダーの養成を含め、活動支援を継続していく。</p>
<p>青少年相談員 連絡協議会</p>	<p>・33名の相談員で組織し、町内の青少年活動の推進、社会環境の浄化、青少年の体力の向上を図り、健全な家庭づくりを推進し、青少年の非行防止のために率先して活動する。</p>	<p>・凧作り教室やオールナイトハイク、軽スポーツ大会等を開催したほか、各種団体事業への協力を行った。また、定期的な相談員会議の開催や近隣市町村との交流事業に参加し、情報交換等を行った。</p>	<p>・他団体との連携をとりながら、青少年の育成事業を効果的に行っており、今後も相談員活動を継続して支援を行っていく。</p>
<p>いきいき塾さ かえ事業</p>	<p>・個々の学習意欲と、年齢や価値観、社会情勢によって変化する学習ニーズを捉え、必要とされる学習を迅速に提供するため、本事業の中で、様々な学習提供を行う。</p>	<p>・生涯学習アドバイザーや町職員等を講師に、パソコンや着付け、ふるさと再発見等、25講座を継続して開設し、町民に学習機会を提供した。</p>	<p>・学習内容等に変化を加えながら講座を開設し、内容の充実が図れた。今後も、町民ニーズに即した学習機会の提供を図っていく。</p>
<p>余裕教室等の 活用事業</p>	<p>・より身近な学習機会の場や地域に根ざした団体の活動拠点として、余裕教室の有効利用を図る。また、未来を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、子どもの居場所を確保し、地域の大人の教育力を集結して、様々な活動や地域住民との交流活動を支援する。</p>	<p>・北辺田小学校区、酒直小学校区の2地区のふれあい推進委員活動を支援したほか、地域子ども教室実行委員会を組織し、身近な遊び等の事業を実施した。なお、各学校の状況から、余裕教室としての活用には至っていない。</p>	<p>・ふれあい推進委員活動も、年々、地域に根付き、学校・家庭・地域の連携強化策として有効に機能しており、今後も継続して支援を行っていくとともに、各学校の余裕教室の状況をみながら、これらの活動の場としての活用を検討していく。</p>

学識経験者の意見（基本方針（２）について）

家庭教育について

- ・ 家庭教育を推進していくことは、重要であり、学校と家庭の連携を進めて行く上で、教育委員会も積極的に関わっていく必要がある。

余裕教室等の活用について

- ・ 余裕教室を活用し、地域のコミュニケーションづくりを推進していく必要がある。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

成人教育

- ・ 家庭教育支援として、子どもたちの健全育成に占める家庭教育の重要性が年々高まっている中、それぞれの学校や地域の特色を生かした家庭教育学級が全校で開級され定着しています。

今後も、思春期の子を持つ保護者等の学習機会を拡充するために、人材活用や広報啓発を継続し、よりきめ細やかな家庭教育支援を推進します。

- ・ 人権問題に関する意識高揚を図るため、広報等によるPRや、関係者に人権教育研修会に参加を促し、地域の指導者の養成に継続し努めます。
- ・ 視聴覚教材は、学習者に感動を与えるとともに、問題の在り方を具体的にとらえる有効な方法であるため、視聴覚教材の利用を促進します。
- ・ 親と先生の信頼関係の向上、家庭における教育力の向上、地域における教育力の向上を目標とし活動しており、これらを結ぶ接点としての役割は、今後も重要であるため、活動への支援を継続し推進します。
- ・ 社会教育認定団体として、各団体が青少年健全育成や生涯学習等の事業に貢献しており、活発な活動ができるよう、一層の支援を行います。

青少年教育

- ・ 青少年の目を社会に向けさせ、様々な活動を通じて、社会の一員としての自覚を身に付けるために、青少年のニーズや感性を十分認識した上での、青少年育成栄町民会議を展開して行きます。
- ・ 青少年とともに行動する地域青少年活動指導者として、スポーツ活動の振興、ボランティア活動等社会参加活動の推進、社会環境の浄化と育成環境の整備等幅広い活動を行っており、青少年健全育成活動の積極的な推進を図るためにも、継続して支援を行います。
- ・ 子どもたちが、学校で学んだことを土台にして、大きな子が小さな子の面倒を見ながら、家庭や学校では出来にくい活動を進めることを通して、生きる知恵を身につける場となっています。子どもたちが生きていくための基礎になる知識や技術を学ぶためにも、活動支援を継続します。

生涯学習推進体制の充実

- ・ 現在、生涯学習の多様な住民ニーズに対応する学習機会の提供するため「いきいき塾さかえ」を行っていますが、更に町民が必要とする学習機会を的確に把握するための仕組み作りをするとともに、広報等利用した情報提供、人材発掘に努めながら、他課との連携・共同による講座の展開に努めます。
- ・ 各学校の余裕教室等を活用するため状況を把握し、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる活動拠点としての有効活用を図ります。

基本方針 (3)

芸術・文化にふれる機会の拡大と、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。

- ・町内芸術愛好家の発表の場と鑑賞機会の提供
- ・芸術・文化団体の育成

目 標

情報発信の場、町民相互の情報交換の場として、芸術・文化活動が盛んになっている。

芸術・文化にふれ、心豊かな人間形成と共に、住民個々のスキルアップを目指す。

- ・芸術・文化活動の振興

活 動

- ・芸術・文化業務
- ・ふれあいプラザ祭り事業
- ・サークル団体育成業務

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	19 年度状況	評 価(内部)
芸術・文化業務	<p>・文化ホールの貸館業務を充実させ民間の力を有効に活用し、鑑賞の機会を提供する。</p> <p>・当館で行う芸術・文化事業のほか、近隣文化ホールの催事についても啓発し、鑑賞の機会提供の拡大に努める。</p>	<p>・本館事業（貸館事業含む）</p> <p>クラシック 1</p> <p>ジャズ 1</p> <p>歌謡 6</p> <p>民謡 1</p> <p>舞踊 2</p> <p>吹奏楽・合唱 10</p> <p>ピアノ発表会 5</p> <p>ダンス系（フラ・フィットネス） 3</p> <p>落語 1</p> <p>・本館及び近隣ホール催事の情報提供</p>	<p>・地元ホールその他、近隣ホールにおける催事開催の情報提供を行い、町民が芸術や文化に気軽にふれる機会が増えた。</p> <p>今後も継続して情報提供を推進する。</p>

ふれあいプラザ祭り事業	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化活動をしている町内の団体・サークル及び個人の発表の場と鑑賞の場を提供することで芸術文化意識の高揚と啓蒙を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいセンター部門 30団体披露 ・文化ホール部門 23団体披露 ・来客数(2日) 4,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民(身近な人たち)が披露する機会、それを鑑賞する機会、芸術文化を町民に気軽にふれてもらえる機会として、本事業の成果は大きい。今後も継続して取り組む。
サークル団体育成業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいプラザを拠点にしているサークル団体について、施設予約を優先し活動の円滑化を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいプラザ利用サークル連絡協議会加盟団体 64団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期利用は活動の円滑化になり、芸術文化意識の高揚にも寄与した。今後も継続して取り組む。

学識経験者の意見（基本方針（３）について）

芸術・文化について

- ・ 貸館にこだわらず芸術・文化の鑑賞方法を模索し、町民に楽しみ方を伝えたほうが、よりよい結果につながる。
- ・ 常設ギャラリーがあったほうが、芸術にふれる機会が増える。
- ・ 鑑賞の仕方について、作品の見方や説明を加えるなど工夫をする必要がある。
- ・ 文化人、芸術家の育成をするため、歴史的文化ばかりでなく、その他の分野の芸術・文化も保存・助成することも重要である。

サークル団体育成について

- ・ 参加人口の増加を目指し、サークル団体の名前、活動内容等の掲示を行いPRすることも必要である。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

芸術・文化活動の振興について

- ・ 町民が芸術や文化に気軽にふれられるよう、催事開催の情報提供を継続して推進します。
- ・ 一流の芸術・文化に親近感をもってふれられる自主事業の開催に努め、芸術・文化の拠点として、施設の活用を図ります。
- ・ 町内の芸術文化団体・愛好者が相互の交流を図りながら学習成果の展示や発表をおこなっており、自分たちの学んだことを、他の人たちにも広げていき、学習への参加を呼びかけるきっかけとなっているため、継続して支援を行います。
- ・ サークル団体が自主的に行う活動を支援することによって、芸術・文化活動の活性化を図ります。

基本方針 (4)

町の文化財の保護に努め、新たな町指定文化財の指定を推進します。

- ・国指定史跡岩屋古墳周辺の環境整備に伴う発掘調査の推進
- ・町指定文化財の指定

目 標

伝統文化の保護・育成を促進し、活性化を図る。

国・県の指導を受け、指定史跡などの保存が適正に行われるようにする。さらに、町内に所在するさまざまな種類の歴史文化遺産を精査し、特に重要と思われる文化財について指定して保護するとともに、その活用を図る。

- ・伝統文化活動の振興
- ・文化財の保護

活 動

- ・文化財の保護
- ・伝統文化
- ・町史編さん事業

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	19 年度状況	評 価(内部)
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none">・埋蔵文化財の保護を目的に開発事業者から提出される埋蔵文化財の発掘などの書類を審査し、所在地の取扱いについての協議・回答を行う。・国指定史跡の現状変更届等に関する事務の取扱いや、適正に保存するための整備、それに伴う交渉を国・県・地権者を対象に行う。	<ul style="list-style-type: none">・各事業者の照会に対応し、埋蔵文化財の現状保存・記録保存について、県教育委員会と協議の上、指導した。 件数 17 件・岩屋古墳の一部に亀裂が入ったため、当該箇所を保護するとともに立入禁止とした。・町産業課が、地権者の同意書の取得を行いそれに協力した。・龍角寺 104 号墳・105 号墳(岩屋古墳)測量調査を行い、報告書を作成した。	<ul style="list-style-type: none">・開発事業に関連する埋蔵文化財については、遅滞なく協議・届出を処理し保存に努めている。・地権者の同意や報告書は、国史跡手続きの添付資料が整ったので、20 年度に龍角寺古墳群・岩屋古墳の国史跡指定の意見具申を行い、当該指定後順次、用地の取得の実施及び、その管理・運営の方法等を町長部局と調整を進めていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定文化財の適正な維持管理のための指導・監督・指定候補物件の調査、及び指定を行う。 ・文化財を保護する意識の普及を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北辺田獅子舞・矢口獅子舞の調査成果の取りまとめを実施した。 ・明治大学古代学研究所主催による講演会「印旛と古代国家」を共催し、龍角寺五斗蒔瓦窯跡の展示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、町指定文化財に関しては、北辺田・矢口の両獅子舞の報告書を作成し、順次手続きを行い指定していく。 ・今後は、埋蔵文化財だけでなく、死蔵されている民具などの貸出や展示も積極的に行っていく。
伝統文化	<ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能保持団体への活動の支援のための補助金交付や活動内容の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北辺田獅子舞保存会・矢口獅子舞伝承会に対し、補助金を交付した。 ・郷土芸能の発表の機会を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能（獅子舞）の保全と継承のため、北辺田獅子舞保存会・矢口獅子舞伝承会の活動を支援し、今後も発表の場を設ける。
町史編さん事業	<ul style="list-style-type: none"> ・栄町の歴史、文化遺産等を史実に基づき、調査、収集及び記録し、永く後世に伝え、愛郷心の高揚を図るとともに町勢の発展に寄与することを目的とし、町史を刊行する。 ・地域の共有財産である自治組織等(区、町内会、自治会)管理文書を中心に記録史料の整理保存作業を実施する。 ・公文書館法に基づき、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるよう体制の整備を行い、後世の町民に伝えるよう推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員調査、古文書解読筆耕作業、ボランティアの協力により「フスマ下張り文書」の調査を実施した。 ・大師巡りや昔ばなし等の調査成果を町広報紙に年12回の掲載を行った。 ・安食地区200点程度の古文書の整理を実施。 ・廃棄期限となった公文書から59点の歴史的公文書を収集した。 保存文書等閲覧者数 行政利用 延24人 地域史料 延64人 	<ul style="list-style-type: none"> ・刊行事業の本格的な再開時にコストがかからないように、人的・知的・物理的資源を活用し、調査を進め、今後も年12回の広報紙掲載を継続していく。 ・収集した文書の整理・保存を推進し、できるだけ早期に、多くの史料を公開できるようにする。

学識経験者の意見（基本方針（４）について）

町史編さんについて

- ・ 現在町広報に掲載している「栄町の昔ばなし」について、文字媒体だけに頼るのではなく、地元の老人などを活用して語り部を育成し、学校現場で子どもたちに活字ではなく肉声で伝えることも必要である。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

文化財の保護について

- ・ 町史編さんについては、今後も将来の刊行に向けた調査を進め、記録史料や公文書等の整理・保存を進め、その成果の公開を推進します。また、語り部の育成やその活用について学校等と連携しながら今後の方策の検討をします。
- ・ 龍角寺古墳群・岩屋古墳については、国史跡指定及び、公有地化を推進します。また、併せてその活用の検討を進めます。
- ・ 町指定文化財については、北辺田の獅子舞・矢口の獅子舞の指定を進めます。また、文化財を保護する意識を広めるため、埋蔵文化財や民具等の歴史資料の活用を推進します。

伝統文化活動の振興

- ・ 北辺田・矢口両獅子舞の保全・継承のため、公的な援助を継続し、年中行事のみならず公演する機会を設けて行きます。

基本方針（５）

スポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域人間交流を推進します。

- ・スポーツ・レクリエーションイベントの実施
- ・スポーツ団体の育成と軽スポーツの普及

目 標

現在、日常生活において学習・仕事でのＯＡ化等により体を動かす機会の減少や、地域・職場での人間関係の希薄化が進んでいる。それらを解消するためスポーツを通じたコミュニティ活動の形成及び地域間交流を促進する手法としてスポーツ・レクリエーションイベントを実施する。

- ・スポーツ・レクリエーションイベントの充実

活 動

- ・社会体育関係団体の活動推進
- ・社会体育活動の充実

取組状況及び評価

活 動 名	内 容	19 年度状況	評 価(内部)
社会体育関係団体の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育指導委員は、10名の委員で組織され、生涯スポーツの推進役として、地域住民が継続的なスポーツ活動ができるよう、事業の企画・運営を行い、スポーツ振興の活性化を図る。 ・ 体育協会が中心となり、スポーツを通じて多くの町民が体力及び技術向上と日常生活の一部として、スポーツに楽しめるよう、各種大会・教室等を実施し、スポーツ事業の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月一回の軽スポーツ教室「スポーツ吹き矢」やふれあいハイキングを夏と秋に開催した。 ・ 町スポーツ・レクリエーション祭(グラウンドゴルフとターゲットボードゴルフ)を計画したが、雨天のため中止となった。 ・ 町民運動会やマラソン大会等を開催し、多数の方が参加した。 ・ 各専門部主催によるゴルフ大会や硬式テニス教室等を開催した。 ・ 郡市民体育大会へ17競技290名、また、県民大会へ30名出場した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育指導委員が主体となり、誰もが楽しめる軽スポーツ等の普及をするとともに、町民相互の交流の場を設けることができた。参加者に好評を得ているため、今後も継続して取組む。 ・ 誰もが楽しめる運動の機会を関係機関と協力し合い町民に提供することができた。また、各専門部の活性化を図るため、各種大会への参加を促すことができた。今後も継続して取組む。

<p>社会体育活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老若男女が様々なスポーツに接することができるよう、関係団体と連携を図りながら各種事業の企画立案を行う。 ・社会体育施設（野球場、テニスコート、小中学校体育館等）を利用する者が、いつでも安心かつ快適に施設利用ができるように施設環境を整備し、利用者に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体（体育協会、体育指導委員等）と連絡調整を図り、卓球大会やバレーボール大会、スポーツ少年団交流大会等の事業等の各種大会を開催した。 ・水と緑の運動広場野球場を始め、町内の各種社会体育施設の環境整備（管理作業や補修作業）を速やかに行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが楽しめる運動の機会を関係機関と協力し合い町民に提供することができた。今後も継続して取組む。 ・社会体育施設利用者がいつでも安心かつ快適に利用ができるように施設の環境整備に努めてはいるが、利用者からの要望を満たすまでには至っていない。今後は計画的な整備に努める。
------------------	--	---	---

学識経験者の意見（基本方針（５）について）

軽スポーツの普及について

- ・ 高齢者が軽スポーツに気軽に参加できる方策が必要である。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

スポーツ・レクリエーションイベントの充実

- ・ 社会体育関係団体の活動を推進し、日常生活の中で運動やスポーツを安全に、しかも楽しく継続して行い、健康で充実した生活が営めるよう、各年齢層別に健康・体力づくりの指導や大会を開催しています。
今後も、生涯スポーツの推進と競技力の向上に繋がる活動への支援を行います。
- ・ 誰もが安心して楽しめる運動の機会を提供するために、社会体育施設の環境整備に努めます。